



(主税局HP)

あなた と 都税

2月号
2026
(令和8年)
第674号

今の特集は
事業所税ってどんな税金？



2月は固定資産税・都市計画税の納期です(23区内)
第4期分を3月2日(月)までにお納めください

写真：東京都庭園美術館

●ご利用になれる納付方法

～都税の納付は、いつでも、どこでも、キャッシュレスで！～

口座振替



スマートフォン決済アプリ

- ①決済アプリを起動
- ②eL-QRを読み取り
- ③支払手続・納付完了



クレジットカード インターネットバンキング

- ①地方税お支払サイトへアクセス
- ②eL-QRを読み取り
- ③支払手続・納付完了



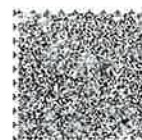
納付書の下部にeL-QRを掲載



その他の納付方法

コンビニエンスストア
金融機関、郵便局、都税事務所、
都税支所、支庁 などの窓口

都税 納付方法 検索



音声コード

口座振替の振替日は3月2日(月)です。前日までに振替税額のご入金をお願いいたします。
都税Web口座振替申込受付サービスでは、2月10日(火)までのお申込みで第4期分から振替可能です。

教えて!

タク
ちゃん

特集

事業所税ってどんな税金?

事業所税の貸付申告制度についてよくある質問にタクちゃんが答えます!

タックス・タクちゃんとは??

東京都主税局のイメージキャラクターです。都民の皆さまに税への理解を深めてもらうため、都税のPRをしています。(タクちゃんの良き理解者である「のうぜい・ノンちゃん」もいます)



Q1

ビルを貸していると申告が必要?



ビルを貸している親戚から、事業所用家屋の貸付等申告が必要だって聞いたけど、知ってる?



知ってるよ!

次のような内容を申告しないとイケないんだ。

申告義務者

事業所用家屋の貸付けを行っている法人及び個人
※家屋の規模に関わらず、申告が必要です。

主な申告事項

貸付けを行っている方の住所・氏名(名称)

事業所用家屋の所在地・事業所床面積・一棟床面積

借主の住所・氏名(名称)

貸付けを開始した日

申告期限

新たに貸し付けた場合: 貸付日から2か月以内

既に申告した事項に異動が生じた場合: 異動日から1か月以内

申告先

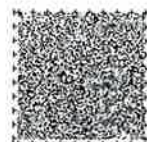
次ページに記載の都税事務所



事業所用家屋ってなに?



事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいうんだ。事業を行うための施設を貸し付けていたら、この申告書を提出しなければいけないってことだね。



音声コード



それから、この申告における貸付けとは、有償であるか無償であるかを問わないんだ。

事実上、他の者の利用に供している場合、ここでいう貸付けに当たるんだよ。



借主の一部が他の会社に転貸をしているって聞いたんだけど、その場合も事業所用家屋貸付等申告書を提出しないとイケないの?



そのとおり!

転貸している場合、転貸している者が貸付けの対象としている床面積(自己使用部分含む)等を申告しなければいけないんだ。

Q2

貸ビル業に事業所税はかかる?



税金に関する申告ってことは、ビルを貸している親戚は事業所税を納めないといけないうってこと?



事業所税では、その場所を借りて実際に事業を行っている法人や個人が納税義務者となるんだ。これは転貸の場合も同じだね。

ただし、貸ビルの管理人室・管理用品倉庫等、管理のための施設は、貸ビル業者に係る施設となるから、事業所税の納税が必要となる場合があるよ。



事業所税とは

都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税で、地方税法で定められた都市だけで課税される市町村税です。東京都では、23区内において特例で都税として課税されるほか、武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市*で課税されます。

※当該4市の事業所税については、各市役所にお問い合わせください。

納める方

東京23区内において、事業所等（事務所、店舗、工場、倉庫等）を設けて事業を行っている方のうち、次のいずれかに該当する方が対象となります。

①資産割

23区内の各事業所等の床面積（借りている場合も含む。）の合計が1,000㎡を超える方
（算定期間の末日の現況による。）

②従業者割

23区内の各事業所等の従業者数（役員を含む。）の合計が100人を超える方
（算定期間の末日の現況による。）

（注）「算定期間の末日」とは、法人にあつては事業年度の末日、個人にあつては12月31日（年の中途に事業を廃止した場合を除く。）となります。

納める額

①資産割

事業所床面積(㎡) × 600円(税率)

②従業者割

従業者給与総額(円) × 0.25%(税率)

貸付申告書・記載要領のダウンロード

貸付申告書と記載要領は、東京都主税局HPからダウンロードできます。

事業所税 申請様式

検索

申告・問合せ先

申告・お問い合わせは、以下の所管都税事務所をお願いいたします。

※事業所用家屋が所在する区にある都税事務所の窓口でも申告書の受付を行っています。



所管都税事務所	所在地	電話(代表)	事業所用家屋が所在する区
千代田都税事務所	〒101-8520 千代田区内神田2-1-12	(03) 3252-7141	千代田区・文京区・北区・荒川区・足立区
中央都税事務所	〒104-8558 中央区新富2-6-1	(03) 3553-2151	中央区・台東区・墨田区・江東区・葛飾区・江戸川区
港都税事務所	〒106-8560 港区麻布台3-5-6	(03) 5549-3800	港区・品川区・大田区
新宿都税事務所	〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8	(03) 3369-7151	新宿区・目黒区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・板橋区・練馬区

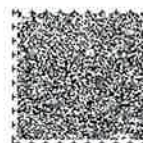
電子申告・納税のご案内

貸付申告書及び事業所税の申告書は、電子申告による受付も行っております。

また、キャッシュレス納税も可能です。詳しくは、eLTAX(エルタックス)のHPをご覧ください。

エルタックス

検索

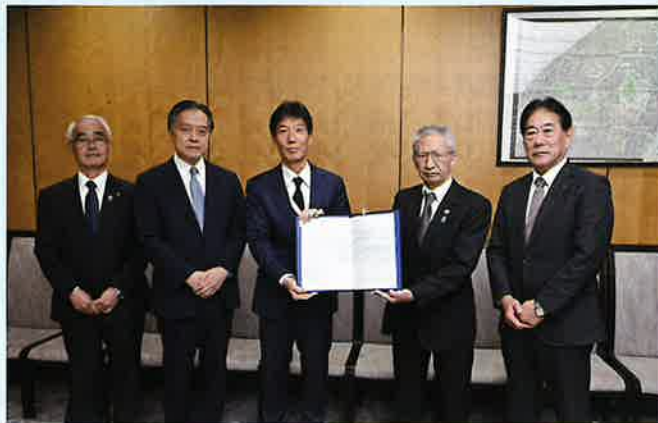


音声コード

「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直しに関する共同要請を行いました

令和7年12月4日(木)、東京都は、問題意識を同じくする特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会と連携し、国に対して「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直しに関する共同要請を行いました。

- 1 要請日・場所
令和7年12月4日(木) 中央合同庁舎2号館(総務省内)
- 2 要請先
林 芳正 総務大臣 (面会者：原 邦彰 事務次官)
- 3 要請者
東京都知事 小池 百合子(代理 副知事 中村 倫治)
特別区長会会長 吉住 健一
東京都市長会会長 加藤 育男(代理 三鷹市長 河村 孝)
東京都町村会会長 師岡 伸公(代理 檜原村長 吉本 昂二)
- 4 要請内容
制度の廃止を含めた抜本的な見直しとともに
下記事項について直ちに見直すことを求める
 - 1 住民税特例分の上限を引き下げ、定額の上限を設けること
 - 2 募集費用、返礼品経費の上限を縮小すること
 - 3 ワンストップ特例制度は廃止すること



【共同要請文手交時の様子】

(写真左から)

吉本 檜原村長、吉住 特別区長会会長
原 総務省事務次官、中村 東京都副知事
河村 三鷹市長

詳細はこちらから
ご覧ください！



個人住民税の税額控除について

個人住民税の寄附金税額控除

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

手続の詳細は、主税局ホームページからご確認ください。
※具体的な税額等に関する問合せはお住まいの区市町村へお願いいたします。

個人住民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方は、一定の要件を満たしている場合、翌年度分の個人住民税(所得割)から控除を受けることができます。

控除を受けるためには、確定申告や年末調整により所得税の住宅ローン控除を受ける必要があります。

手続の詳細は国税局のホームページからご確認ください。

★ご案内

令和8年度定期課税分

自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象に、令和8年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。

減免対象：身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で一定の要件を満たす場合

申請期限：令和8年6月1日(月)

※減免額には上限が設定されています。

図：東京都自動車税コールセンター

☎ 03-3525-4066(平日9時~17時)

「あなたと都税」読者アンケートにご協力をお願いします

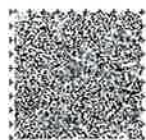
サービス向上のため、読者アンケートを実施しています。

下のQRコードを読み込んでご回答ください。

ご協力をお願いいたします。



あなたの声を聞かせてください！
読者アンケート実施中



HTT
TokyoTokyo

東京HTT

検索

260

リサイクル適性A
この印刷物は、仕入れの紙へ
リサイクルできます。

電力をHTT<ⓗ減らす①創る①蓄める>する
取組を進めましょう！ご協力をお願いします。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2925
印刷番号(6) 86 令和8年2月1日発行

音声コード

このマークは、目が不自由な方などのための「音声コード」です。専用の読上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。
ページの端には、触覚により「音声コード」の位置を把握できるよう、半円の切欠きを入れています。